

第5章 地域の特性を活かした多様かつ高度な農業生産を支える人・農地・技術

1 多様な農業経営体の育成・確保

(1) 人・農地プランの推進

中国四国農政局管内の人・農地プランの取組状況

農業生産を行っている担い手の高齢化、後継者不足や耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を抱えている集落、地域が数多く存在しています。このため、国は、平成24年度から「人・農地プラン」の作成を推進していますが、このプランは、地域農業のこれからをみんなで話し合って決めるものです。

人・農地プランでは、今後の地域農業の在り方を考え、今後の地域の農業を担う中心となる経営体として、認定農業者や農業生産法人、集落営農、新規就農者などの「意欲ある多様な農業者」を位置付けるとともに、これらの者へどうやって農地集積（第2章の3）を行うかなどを決めていきます。

中国四国管内の人・農地プランの取組状況は、管内の202市町村のうち、195市町村で作成する予定となっており、平成25年3月末時点では、プランを1地区以上作成した市町村は、170市町村であり、ほぼ全ての市町村において作成されました。今後、更なる作成の広がり、作成済みの地区においても必要に応じ、随時見直しを行って、より地域の実情に応じたプランにしていこうとしています。

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、
集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

などを決めていただきます。

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加して下さい。

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）
（原則45歳未満で独立・自営就農する方）
※準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金
（中心となる経営体に農地を提供する方）
- ◎ スーパーL資金の貸付当初5年間無利子化
（認定農業者）

といった支援を受けることができます。

〈早期の人・農地プラン作成が重要〉

- 新規就農は、時期を問わないので、支援を受けるためには、早めに人・農地プランの作成に向けた話し合いを始めることが必要です。

3 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。
☆ 一旦プランを決めても、

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決定して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。

〈新規就農者の人・農地プランへの位置付け〉

- 新規就農者は、人・農地プランに位置付けられることが見込まれれば、青年就農給付金の支援を受けることができます。



（２）認定農業者制度¹の推進

ア 認定農業者数

全国に比べ低い主業農家に占める認定農業者の割合

中国・四国地域における農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者数は、平成 24 年(2012 年) 3 月末現在で 20,299（うち法人 1,871）経営体と全国の 8.5%を占めています。また、認定農業者数を県別にみると、愛媛県が 4,645 経営体（中国・四国地域の 22.9%）と最も多く、次いで高知県の 3,277 経営体となっています。さらに、主業農家²に占める割合をみると、全国が 66.0%であるのに対し、中国・四国地域は 53.5%と低い状況にあります（表Ⅱ－５－１）。

表Ⅱ－５－１ 認定農業者数（2012 年 3 月末現在）

区 分	基本構想 策定市町村数	農業経営改善計画 認定数 (A) (%)	うち法人		主業農家 (B)	主業農家に占める 認定農業者の割合 (A/B)
				うち特定 農業法人		
鳥取県	19	1,094 (5.4)	122	9	3,080	35.5
島根県	19	1,175 (5.8)	229	55	2,237	52.5
岡山県	27	3,264 (16.1)	225	3	4,731	69.0
広島県	20	1,387 (6.8)	364	160	3,454	40.2
山口県	18	1,443 (7.1)	220	108	2,639	54.7
徳島県	24	2,446 (12.1)	142	0	4,912	49.8
香川県	16	1,568 (7.7)	170	1	3,051	51.4
愛媛県	20	4,645 (22.9)	294	2	7,422	62.6
高知県	34	3,277 (16.1)	105	0	6,419	51.1
中国四国	197	20,299 (100)	1,871	338	37,945	53.5
全国	1,658	237,428	15,642	753	359,720	66.0

資料：中国四国農政局調べ（主業農家は 2010 年世界農林業センサス）

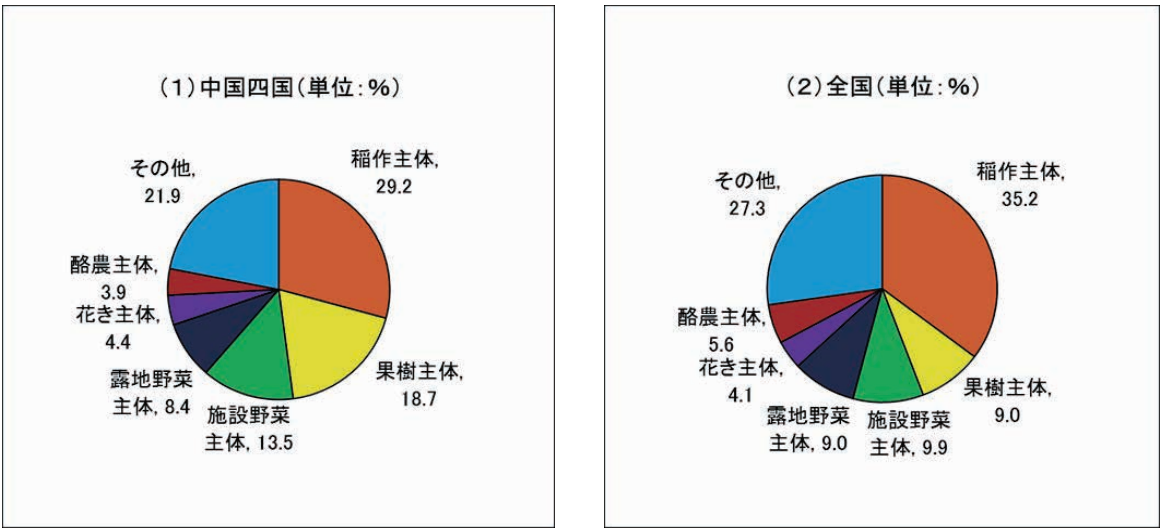
イ 営農類型別認定農業者の割合

農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者数を営農類型別にみると、稲作主体の割合が 29.2%（全国 35.2%）と最も多く、次いで果樹主体が 18.7%（同 9.0%）、施設野菜主体が 13.5%（同 9.9%）となっています。なお、これを県別にみると、山口県では稲作主体の割合が 55.1%、愛媛県では果樹主体の割合が 48.3%、高知県では施設野菜主体が 41.7%と、特徴が現れています（図Ⅱ－５－１、表Ⅱ－５－２）。

¹ 認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。

² 主業農家とは、農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。

図Ⅱ－５－１ 営農類型別認定農業者数（2012年3月末現在）



資料：中国四国農政局調べ

表Ⅱ－５－２ 各県別主な営農類型別認定農業者の区分（2012年3月末現在）

	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	計
稲作主体	313	539	1,262	337	795	575	586	740	784	5,931
	28.6%	45.9%	38.7%	24.3%	55.1%	23.5%	37.4%	15.9%	23.9%	29.2%
果樹主体	129	114	555	204	121	138	114	2,242	179	3,796
	11.8%	9.7%	17.0%	14.7%	8.4%	5.6%	7.3%	48.3%	5.5%	18.7%
施設野菜主体	80	104	221	190	87	195	165	325	1,368	2,735
	7.3%	8.9%	6.8%	13.7%	6.0%	8.0%	10.5%	7.0%	41.7%	13.5%
露地野菜主体	121	29	223	68	36	764	128	148	189	1,706
	11.1%	2.5%	6.8%	4.9%	2.5%	31.2%	8.2%	3.2%	5.8%	8.4%

資料：中国四国農政局調べ

（３）法人化の推進

ア 農業生産法人の設立状況

中国・四国地域の農業生産法人は引き続き増加傾向

平成24年(2012年)1月1日現在の中国・四国地域における農業生産法人数は1,593法人で、前年に比べ9.5%増加しています。

前年に比べて増加数が多い県は、広島県45法人、山口県23法人、香川県17法人の順となっています。また、各県別の法人数についてみると、広島県368法人、島根県

233 法人、愛媛県 209 法人と、この 3 県で中国・四国地域全体数の 50.8%を占めています（表Ⅱ－5－3）。

表Ⅱ－5－3 県別農業生産法人数の推移

(単位：法人)							
区分	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
鳥 取 県	67	75	83	90	99	99	109
島 根 県	146	164	184	197	214	224	233
岡 山 県	100	112	115	122	133	138	150
広 島 県	204	220	249	295	322	323	368
山 口 県	81	99	130	145	161	176	199
徳 島 県	62	61	70	71	73	72	79
香 川 県	77	110	121	124	132	141	158
愛 媛 県	154	156	185	197	209	197	209
高 知 県	54	66	76	88	97	85	88
中国・四国	945	1,063	1,213	1,329	1,440	1,455	1,593
対前年増減率(%)	1.3	12.5	14.1	9.6	8.4	1.0	9.5
全 国	8,412	9,466	10,519	11,064	11,829	12,052	12,817
対前年増減率(%)	13.9	12.5	11.1	5.2	6.9	1.9	6.3

資料：農林水産省経営局調べ

注：各年1月1日現在の法人数。

イ 農業経営の法人化

効率的・安定的な農業経営のため一層の法人化を推進

農業経営の法人化は、一定の事務処理や金銭面での負担が必要となるものの、家計と経営の分離による経営の明確化、経営者の意識改革、取引上の信用力の向上、資金調達枠の拡大等の経営上のメリットが大きいことから、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けた有効な取組です。

このため、中国四国農政局においても、個別の農業経営の現状を踏まえつつ、関係各課における経営体への支援施策の活用や、関係機関と連携して、農業経営の法人化、既存法人のフォローアップ、経営改善の支援を行っています。

集落営農組織の法人化の推進

中国・四国地域は、中山間地域が大宗を占めており、小規模経営で高齢農家が多く個別経営体による利用集積だけでは限界となっている地域が多いため、従来より集落営農の育成活動が盛んです。

平成24年(2012年)3月末現在の特定農業法人¹数は、広島県が全国第1位で174法

¹ 特定農業法人とは、担い手不足が見込まれる地域において

- ① その地域の農地の過半を集積する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た法人で、
- ② 地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農業法人（農業経営基盤強化促進法第23条第4項）。

人、山口県が第2位で114法人、島根県が第3位で111法人、中国・四国地域総数で416法人となっており、全国（847法人）の49.1%を占めている状況にあります（表Ⅱ－5－4）。

表Ⅱ－5－4 特定農業法人の設立状況（2012年3月末現在）

県名	特定農業法人数(全国に占める割合(%))
鳥取県	9 (1.1)
島根県	111 (13.1)
岡山県	3 (0.4)
広島県	174 (20.5)
山口県	114 (13.5)
徳島県	0 (0.0)
香川県	2 (0.2)
愛媛県	3 (0.4)
高知県	0 (0.0)
計	416 (49.1)
全 国	847 (100.0)

資料：中国四国農政局調べ

（４）集落営農の推進

中国・四国地域では集落営農を積極的に推進

ア 概況

中国・四国地域では、集落の合意に基づき農業生産活動等を行う集落営農の取組が盛んであり、農林水産省が実施した「集落営農実態調査」によれば、平成25年(2013年)2月1日現在の中国・四国地域における集落営農の数は2,329（概数）となっています。

集落営農には、機械の共同利用によるコスト低減、共同作業による高齢者等の作業負担の低減、耕作放棄地の抑制、農地の利用集積の受け皿等の利点があり、地域農業の重要な役割を担っています。

イ 特定農業団体¹

中国・四国地域の特定農業団体数は、163団体(平成24年(2012年)3月末現在)で、

¹ 特定農業団体とは、担い手不足が見込まれる地域において、
 ① その地域の農地面積の2/3以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た任意組織であって、農業法人となることが確実と見込まれ、
 ② 地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織（農業経営基盤強化促進法第23条第4項）。

全国(1,621 団体)の 10.1%を占めています(表Ⅱ－5－5)。

また、平成 23 年度には法人化計画の期間満了(5 年)を迎えた団体も多く、農業経営の安定のために法人化へ向けて、引き続き期間延長を実施しています。

表Ⅱ－5－5 特定農業団体の設立状況(2012 年 3 月末現在)

県 名	特定農業団体数(全国に占める割合(%))
鳥取県	0 (0.0)
島根県	47 (2.9)
岡山県	2 (0.1)
広島県	0 (0.0)
山口県	52 (3.2)
徳島県	0 (0.0)
香川県	59 (3.6)
愛媛県	3 (0.2)
高知県	0 (0.0)
計	163 (10.1)
全 国	1,621 (100.0)

資料：中国四国農政局調べ

ウ 集落営農の推進

人・農地プラン作成を契機とした集落営農組織の取組

(1) 平沼田集落の人・農地プランに取組む前の課題

平沼田(ひらんだ)集落は、山口県山陽小野田市の最北部にある中山間地域です。農家戸数は 16 戸、農用地面積は 18ha の水稻を中心とした経営を行っています。

ほ場整備前は、水田 1 枚当たりの平均面積は 3 a 程度と小さく、農地は 400 枚近くありました。しかも、農家はそれぞれトラクター等農業機械を所有、零細で非効率な経営でした。

ほ場整備を契機に、平成 4 年に農業機械の共同組織「平沼田営農組合」(任意組織)を設立し、効率的な経営を展開しましたが、営農年数の経過とともに、構成員がそのまま高齢化、農業機械が老朽化し、新たな農業機械の投資が必要となった時には、任意組織であるため積立金もなく、組織の存続が危ぶまれていました。

また、任意組織から法人化した場合、農地の集積や農業機械の積立を行うことは可能となりますが、農地提供者は地域との関わりが無くなるだけでなく、草刈りや水管理など細かな作業は高齢農家等の協力なしでは農地の維持は不可能であり、法人化の話し合いも難航していました。

（２）平沼田集落の人・農地プランの取り決め内容

将来も持続可能な組織とするため、平成 24 年に「（農）和の郷」を設立、当該法人を人・農地プランの地域の中心となる経営体に位置付けました。集落の農地のうち 85 %を法人に集積しています。

農業機械の更新を行うため、農地集積協力金（農地提供者 11 戸）、規模拡大加算（16.2ha）、法人設立支援を活用し、農業機械への投資（積立）にまわすこととしました。

構成員の世代交代を円滑に行うためには、理事等が農作業が出来なくなってから若い人に譲るのでは遅いと考え、現在の理事 6 名（平均年齢 67 歳）全員に、次に地域を牽引する若い世代（平均年齢 47 歳）を補佐に付け、農業技術、経営実態を教えることとしました。

また、農地提供者が引き続き地域との関係を確認し、農家間の不公平を無くすため、年 5 回の草刈りは、時給や日給で払わず、個人毎に担当する区域を決め、面積割りで労賃を算出して支払うこととしています。

農地提供者は、全て農地を法人に提供するのではなく、生き甲斐づくりのため自己耕作農地を残して、直売所などに野菜等を出荷することで、所得を得ることが出来るようにしています。

平沼田集落の人・農地プランの話し合いの特徴は、単に任意組織から法人化を進めるだけでなく、5 年後・10 年後を見据え、地域の若い人も積極的に話し合いに参加でき、高齢者（農地提供者）の協力を得る体制をつくり、将来も持続可能な経営体となるように徹底的な話し合いが行われたことです。

（５）新規就農者の育成確保

ア 中国・四国地域の状況

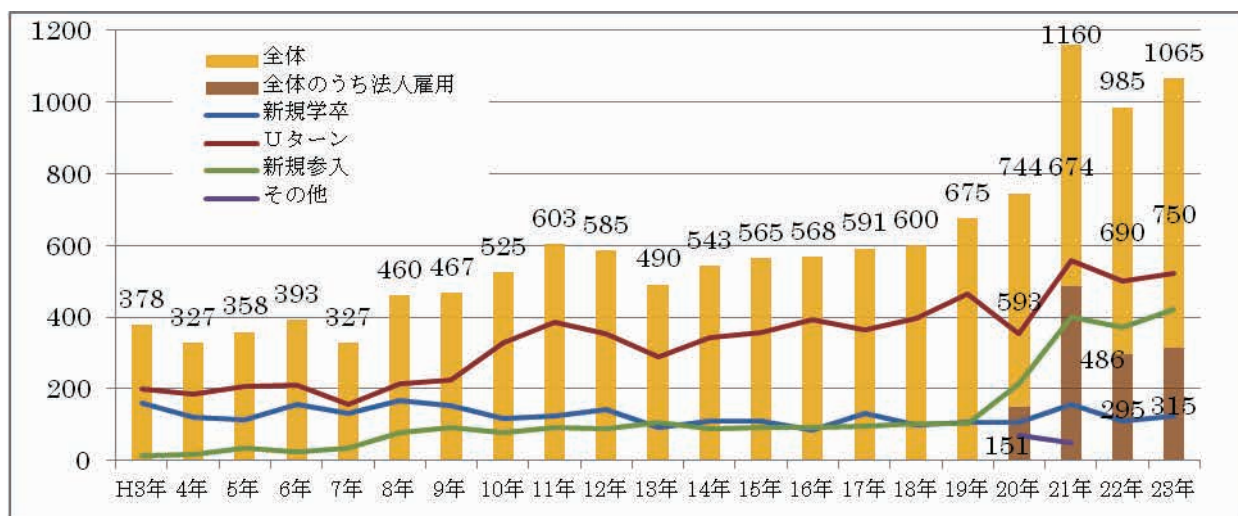
近年、農業に新規参入する人が増えています

中国・四国地域の新規就農者は、平成 19 年（2007 年）頃まで 600 人前後で推移していましたが、近年、雇用就農が注目され新規就農者数の増加に貢献しています（図Ⅱ－５－２）。

内訳をみると、平成 23 年（2011 年）は新規学卒就農者が 123 人、Ｕターン就農者が 522 人、新規参入者（農業外からの就農者）が 420 人となっています。特に新規参入者は平成 20 年度（2008 年度）に農の雇用事業が開始されたこともあり、同年から大幅に増加しています。

営農部門別に見ると、野菜（全体の 48.5％）が平成 23 年（2011 年）で最も多く、次いで果樹（同 14.7％）、畜産（同 9.4％）の順となっており、平成 14 年（平成 2002 年）と比較して水稻は 1.9 ポイント増加した一方で果樹は 7.2 ポイント減少しています（図Ⅱ－５－３）。

図Ⅱ－５－２ 新規就農者数の推移（中国・四国地域）

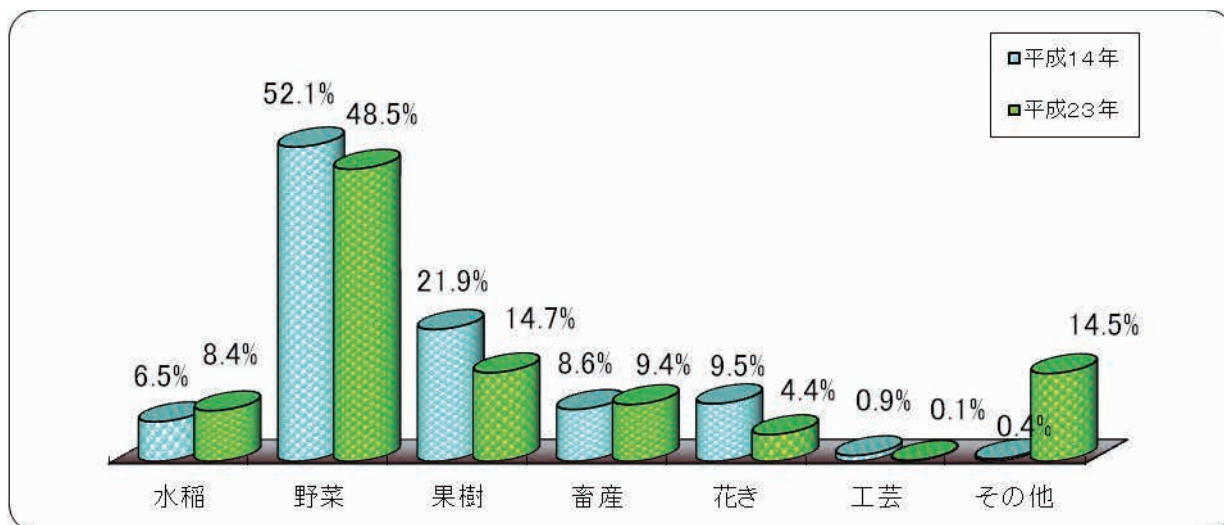


(人)

区分	H14 年	H15 年	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年
新規学卒	112	112	85	132	98	107	107	156	112	123
Ｕターン	342	359	392	363	397	465	354	557	501	522
新規参入	89	94	91	96	105	103	213	399	372	420
その他	—	—	—	—	—	—	70	48	—	—
全体	543	565	568	591	600	675	744	1160	985	1065
うち法人雇用							151	486	295	315

資料：各県独自調査を中国四国農政局で集計

図Ⅱ－５－３ 新規就農者数の推移（営農部門別内訳）



資料：各県独自調査を中国四国農政局で集計

資料：各県独自調査を中国四国農政局で集計

注：1) 新規就農者は、各年1月1日から12月31日までの間に就農し、現在も営農を継続している者。

2) 「新規学卒者」は、各年3月に中学、高校、短大、大学、各種学校、職業訓練校、農業大学校を卒業した者、及び各年3月以前に卒業し1年以上先進地で研修し就農した者が含まれる。

3) 「Uターン就農者」は、農家出身者で、会社勤務等をやめて出身地に帰り就農した者、または農家出身者で、在宅のまま会社勤務など他産業に就職し、その後、会社勤務等をやめて在宅のまま就農した者としている。

4) 「新規参入者」は、非農家出身で会社勤務等をやめて、出身県及び出身県以外の地域で農業に新規参入した者とし、分家、養子、婿入、嫁入によるものは含めていない。

また、出身が農家であっても、会社勤務等をやめて、自ら農地の取得等を行い新たに農業経営を開始した者については「新規参入者」に含めている。

5) 農業法人への雇用就農は正確な雇用実態の把握が難しかったが、平成19年（2007年）以降、県によっては農業法人の雇用実態を推移に加えている。

6) 「その他」には、上記1)～5)の区分が不明確なもの、区分されていないものが含まれる。

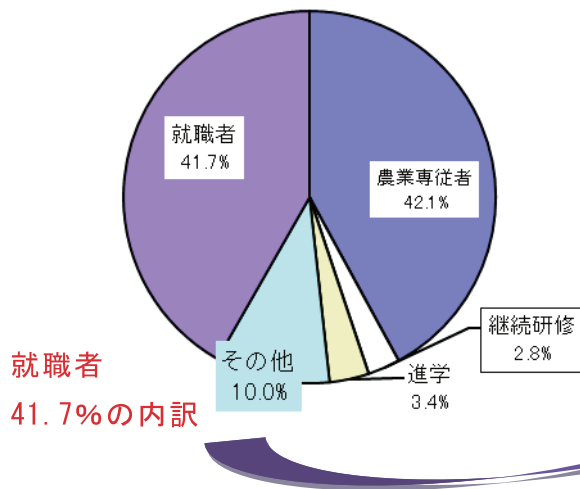
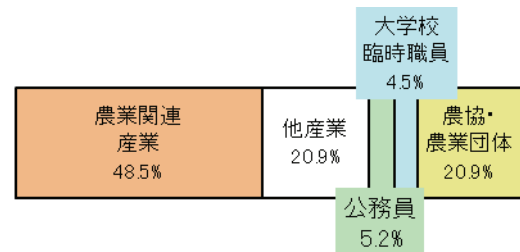
イ 県立農業大学校（農業研修教育施設）の状況

農業大学校の学生のうち42.1%が就農、41.7%が就職

中国・四国地域各県に設置されている農業研修教育施設（農業技術、経営管理等の習得のための研修教育施設）である農業大学校の平成23年度（2011年度）の定員に対する入校者の割合は、84.3%（前年度87.5%）と、定員割れが続いています。

また、農業大学校卒業後すぐに就農する者の割合は42.1%にとどまっており、農業以外の産業に就職する者の割合が41.7%となっています（図Ⅱ－５－４）。

このうち農業関連産業に就職する者の割合が48.5%と最も多く、農協等の農業団体が20.9%ですが、他産業に従事する者も20.9%となっています（図Ⅱ－５－５）。

図Ⅱ－５－４ 農業大学校卒業生進路
(平成23年度)図Ⅱ－５－５
農業大学校卒業生進路
(図Ⅱ－５－30の就職者の内訳)

資料：全国農業大学校協議会調べ

ウ 新規就農推進の課題

経営開始時の生産基盤の整備や資金面等の支援が必要

平成24年(2012年)8月1日に中国四国農政局において、青年農業者と中国四国農政局との情報交換会を開催し、新規就農者への支援として新たに開始した青年就農給付金事業について概要を説明するとともに、事業推進について協力をお願いしました。

また、同年10月5日に開催した中国四国指導農業士連絡協議会との懇談会で、人・農地プランについて意見交換を行い、新規就農者を地域の中心となる担い手として位置づけることを含め、適切な「人・農地プラン」の作成・実行に向けた協力を要請しました。

なお、参加者指導農業士からは、経営開始時の施設整備に対する支援が必要等の意見が出されました。

エ 新規就農者に対する支援

多様なルートからの就農を促進する取組を実施

多様なルートからの就農を促進するため、就農の際に必要な農業技術の習得、営農資金の手当、農地の確保といった諸課題を解決することが求められているところであり、各県の新規就農相談センターをはじめ各機関において、各種融資、制度等のPR、就農前後の技術指導等が行われています。

今後も、就農希望者のニーズにあった支援施策を関係機関と連携し実施するとともに、中国四国農政局のホームページにおける新規就農情報を随時拡充していきます。

中国四国農政局ホームページ「新規就農の促進」

<http://www.maff.go.jp/chushi/ninaite/syunou/seido.html>

（就農前後の支援）

全国で青年新規就農者の倍増（毎年2万人）に向けて、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、一人当たり、年間150万円最長7年間給付金を給付する青年就農給付金事業を平成24年度（2012年度）から開始しました。

（雇用就農に対する支援）

各県に設置されている新規就農相談センターにおいて、農業法人等への就農を希望する者に対する相談業務や無料職業紹介が行われています。

また、平成24年度（2012年度）においても、農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、実践的な研修を実施する際に支援を行う「農の雇用事業」を通じて、農業分野における雇用創出と将来の担い手確保のための取組が行われました。

（機械・施設の導入支援）

平成24年度（2012年度）も、新規就農者が就農に必要な機械・施設等の購入費を最大400万円まで助成する経営体育成支援事業（新規就農者補助）を実施しました。

中国・四国地域では56名の方々が、それぞれの就農計画の実現を目指して、本事業を活用しました。

（6）男女共同参画の推進

ア 地域方針等決定の場への女性の参画

女性を登用している組織数が6割を超えています

平成22年（2010年）の中国・四国地域における女性の農業就業人口は、平成17年（2005年）時点に比べて約7万人減少しているものの、農業就業人口の50.7%を占めており、農業生産において重要な役割を担っています（図Ⅱ－5－6）。

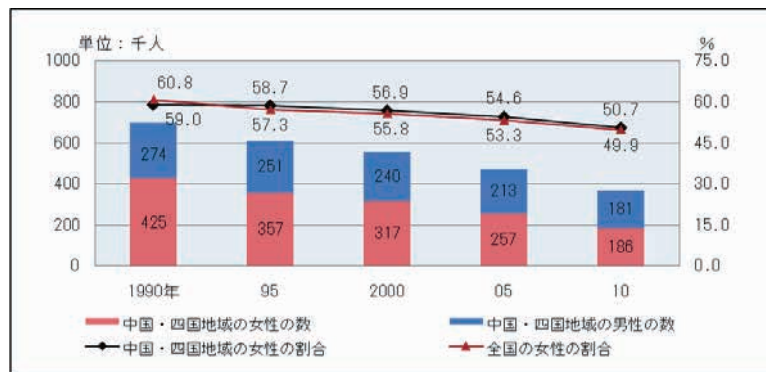
また、平成22年（2010年）12月17日に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画では、平成25年度までに農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数をゼロにすることが成果目標として掲げられています。

平成23年（2011年）10月1日現在、管内で農業委員に登用されている女性の割合は5.4%と低い状況ですが、女性が登用されている農業委員会の割合は、60.6%と半数を超えました（表Ⅱ－5－6、図Ⅱ－5－7）。

同様に、農業協同組合の役員に登用されている女性の割合は6.3%ですが、女性が複数登用されている農業協同組合の割合は、61.3%となっています（表Ⅱ－5－7、図Ⅱ－5－8）。

地域方針等決定の場への女性の参画が進まない理由には、根強い固定的性別役割分担意識、差別や偏見、現状維持体質等が根底にあると考えられ、男女ともに意識改革を図るための取組を継続していくことが必要です。

図Ⅱ－５－６ 農業就業人口における女性の割合の推移

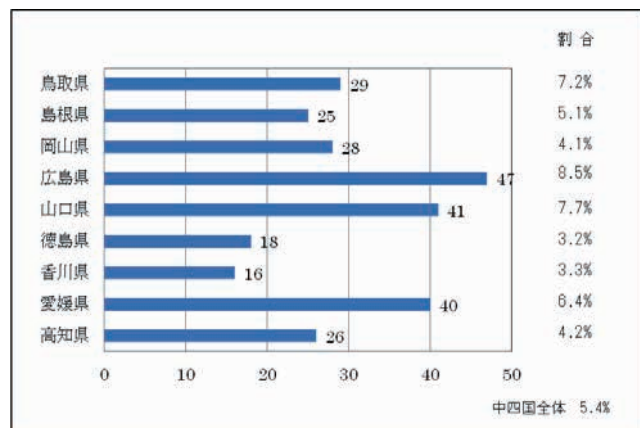


資料：農林業センサス

表Ⅱ－５－６ 女性が登用されている
農業委員会数と割合

	農業委員会数	女性が登用されている委員会数	割合 (%)
鳥取県	19	13	68.4
島根県	20	14	70.0
岡山県	27	14	51.9
広島県	20	14	70.0
山口県	18	18	100.0
徳島県	24	8	33.3
香川県	17	9	52.9
愛媛県	20	14	70.0
高知県	33	16	48.5
合計	198	120	60.6

図Ⅱ－５－７ 女性農業委員数と割合

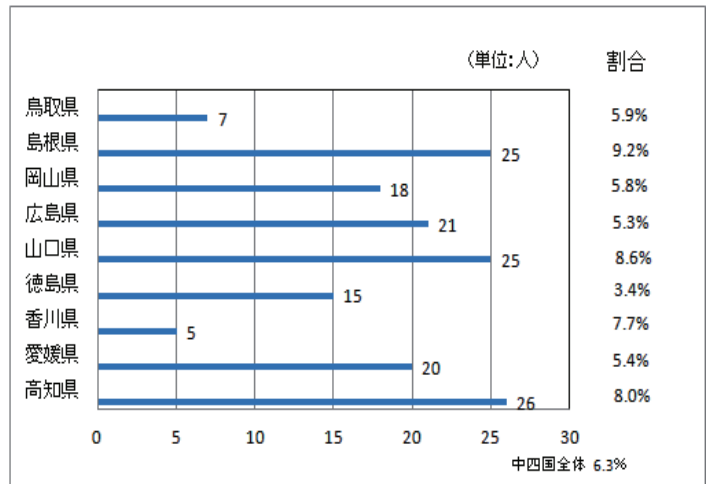


農林水産省経営局調べ（平成23年10月1日現在）

表Ⅱ－５－７ 女性が複数登用されている農協数と割合

	農協数	女性が複数登用されている農協数	割合 (%)
鳥取県	3	3	100.0
島根県	11	9	81.8
岡山県	9	7	77.8
広島県	13	7	53.8
山口県	12	10	83.3
徳島県	16	4	25.0
香川県	2	2	100.0
愛媛県	12	8	66.7
高知県	15	7	46.7
合計	93	57	61.3

図Ⅱ－５－８ 女性農協役員数と割合



全国農業協同組合中央会：「ＪＡ女性役員等調査」（平成 24 年 7 月 31 日現在）

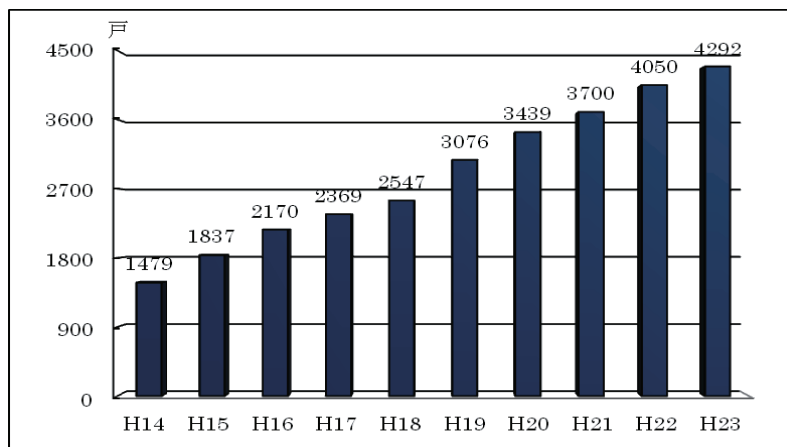
イ 家族経営協定の推進

後継者の育成や魅力ある農業経営の実現などに家族経営協定の活用をＰＲ

家族経営協定は、家族一人ひとりの役割・責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分発揮できるよう話し合いにより決定されるものであり、女性が経営等に参加しやすい環境づくりや後継者の育成等に有効であるとともに、農業を魅力ある産業にするために重要な役割を果たしています。

中国四国農政局では、家族経営協定の締結意義の周知とともに、締結により認定農業者制度や農業者年金制度を活用する場合の事例や青年就農給付金を夫婦で申請する場合の事例などの紹介を通じて、家族経営協定の普及に取り組み、中国・四国地域における家族経営協定数は、前年度に比べ 242 件増加し、4,292 件（対前年比 106.0%）となっています（図Ⅱ－５－９）。

図Ⅱ－５－９ 中国・四国地域における家族経営協定数の推移



資料：中国四国農政局調べ

ウ 中国四国農政局男女共同参画推進本部の取組

女性が登用されていない組織の解消への取組み

中国四国農政局では、平成 13 年（2001 年）に「中国四国農政局男女共同参画推進本部」を設置し、「2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも 30%」という国の目標の達成に向け、男女共同参画意識の向上や女性の経営力・発言力の向上、女性のエンパワーメントの発揮（行動すること）等を目的に取組を行っています。

平成 24 年（2012 年）は、関係機関等と連携しながら、女性への働きかけに加え、男性にも積極的に働きかける事として、研修会の開催や農業委員会等への働きかけ、女性の対象の能力の積極的な活用に向けた施策の活用の推進等の取組を行いました。

今後とも、女性が社会参画や経営参画する際に力を発揮できるよう、男女共同参画に関する情報提供や情報発信等を行っていきます。

農業分野における男女共同参画推進啓発セミナーの開催

平成 24 年（2012 年）10 月 15 日、男女ともに男女共同参画の意識啓発を図ることを目的に高知市内で開催し、農業者や農協や農業委員会関係者、行政機関の方など約 70 名の参加がありました。

「多様な人材の活用は地域農業や組織を変える！-女性の活躍を推進しよう-」をテーマに、新木四国森林管理局長（元内閣府男女共同参画局総務課長）による「ボクが男女共同参画に目覚めたワケ」と題した基調講演のほか、農協役員、農業委員の女性と農業委員長からの活動事例報告を行いました。



（６）障がい者が活躍できる環境づくり

障がいのある人の雇用促進に向けて、積極的に普及啓発

平成 21 年（2009 年）3 月 10 日、農業分野における障がい者の雇用を促進するため、福祉、保健、労働、農業の各関係機関が連携して横断的な取組や取組支援を行う組織として、「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」が発足しました。

中国四国農政局は、岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワークと一体となって障がい者雇用の促進活動を実施しており、平成 24 年（2012 年）9 月には第 4 回セミナーを開催した他、農作業に障がい者を受け入れるための支援策に関する資料の更新・配布、障がい者雇用に関心のある農業者に対する相談活動、障がい者雇用に関する情報提供等を実施しました。

岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク第 4 回セミナー

平成 24 年（2012 年）9 月 10 日、岡山地域以外での農業分野において障がいのある人の雇用促進を目的に津山市で開催し、ネットワークの取組紹介や障がいのある人を農作業に受け入れるための支援策の紹介、岡山県北部の事例報告を行いました。

事例報告では、NPO 法人きらりファームから、通勤の利便性を図るため、理事長が障がいのある職員を自動車で送迎する等の工夫をしているとの説明がありました。

なお、当日は、農業者や農業関係者、保健所や行政機関、普及指導センターの方など約 60 名が参加されました。



【NPO 法人きらりファーム】

所在地 岡山県新見市

取組目的 耕作放棄地の解消と障がい者の働く場の提供により地域活性化を図る

取組内容 山羊の飼育全般（放牧、餌やり、掃除等）

山羊の搾乳補助、野菜作り

雇用者数 精神障がい者6名、身体障がい者1名 計7名(セミナー開催当時)